

議案第91号

備前市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

備前市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年備前市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第4条第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号」に、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号参考資料

備前市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を<u>含む。</u>)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を<u>修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、</u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工</u>学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後</u>)、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業し</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を<u>修めて卒業した後</u>_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第1項第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工</u>学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、<u>同項第1号</u>_____に規定する学校を卒業した者については4年以上、<u>同項第3号に規定する学校を卒業し</u></p>

<p>た者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、<u>修了した者</u>)に ついては6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者について は8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>た者 ついては6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者について は8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---